

エデュケーション・アシスタント配置支援事業における人材派遣業務
提案評価方式募集要項

令和7年11月10日

荒川区教育委員会

1 趣 旨

区ではエデュケーション・アシスタント（教員の業務を補佐する人材）を区立小学校に各1名配置し、学習の補助や登下校時の見守り等を行うことで、授業の質向上及び教員の負担軽減を目指しています。本業務においては、児童へのきめ細やかな対応や教員の業務補助を的確かつ確実に実施することができる人材の配置が求められます。

そのため、契約の相手方を価格のみによらず履行能力や企画力、実績等の様々な観点から選定を行う提案評価方式（以下、「プロポーザル」という。）により選定する必要があるため、必要な事項を定めることを目的とします。

2 概 要

(1) 件 名

エデュケーション・アシスタント配置支援事業における人材派遣業務

(2) 業務内容

別添「エデュケーション・アシスタント配置支援事業における人材派遣業務仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおり。

(3) 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(4) 履行場所

荒川区立小学校全24校

(5) 提案限度額（消費税相当額を含む）

109,992,960円（税込） ※限度額超過の提案は無効とします。

※事業に係る令和8年度予算が荒川区議会で否決又は減額された場合、変更又は取り消しを行う可能性があります。その場合、優先交渉権者が損害を被っても区は損害賠償の責めを負いません。

3 プロポーザル参加資格

以下の要件を全て満たしていることを条件とします。ただし、契約締結までに以下の要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とします。

- (1) 令和4年4月1日以降、自治体等より教員の業務を補佐するエデュケーション・アシスタントもしくはこれに類する人材派遣業務を受託した実績を有すること。
- (2) 労働者派遣事業の許可を受けていること又は届出を行っていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 荒川区入札等参加停止措置要綱に定める規定に基づく入札等参加停止措置及び荒川区契約における暴力団等排除措置要綱に定める規定に基づく入札参加除外措置の期間中でないこと。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）や民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により、更生又は再生手続きを行った場合等、客観的に経営不振の状態に陥っていることが明らかである状態）に陥っていないこと。
- (6) 直近の事業年度における法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS JISQ27001）または、個人情報保護マネジメントシステム（プライバシーマーク：JISQ15001）を取得していること。

4 選定スケジュール（予定）

	事 項	年 月 日
1	参加申込書受付期間	令和7年11月10日（月）

		～11月20日（木）
2	質問受付締切	令和7年11月25日（火）
3	質問回答期限	令和7年11月28日（金）
4	提案書提出締切	令和7年12月10日（水）
5	1次審査（書類審査）	令和7年12月中旬
6	1次審査結果通知	令和7年12月23日（火）
7	2次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年1月19日（月）
8	2次審査（最終）結果通知	令和8年2月上旬

5 参加申込方法

（1）提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を各1部、提出してください。

- ①参加申込書（様式第1号）
- ②事業者概要（様式第2号）
- ③業務実績（様式第3号）
※実績がわかる書類（契約書の写し等）も併せて提出してください。
- ④労働者派遣事業の許可番号が記載された許可証（写し）
- ⑤納税証明書原本（法人税その1、消費税及び地方消費税その1、法人事業税）
- ⑥情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS JISQ27001）または、個人情報保護マネジメントシステム（プライバシーマーク：JISQ15001）を取得していることが証明できる書類

（2）提出先

〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号（区役所本庁舎3階）
荒川区教育委員会事務局指導室 エデュケーション・アシスタント配置支援事業担当者宛
（電話）03-3802-4199（直通）

（3）提出方法

持参又は郵送にて提出してください。なお、郵送の場合には期限必着とします。

※窓口を持参する場合には、事前に電話をした上で、来庁してください。

※郵送の場合には、到着確認のための電話連絡も行ってください。

（4）申込期限

令和7年11月20日（木） 正午まで

※窓口での受付は午前9時から午後5時までとします。

※土曜・日曜・祝日は受付を行いません。

（5）申込の取り下げ

参加申込後に辞退する場合は、「辞退届（様式第11号）」を提出してください。

6 質問回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次により行います。

（1）受付期間

令和7年11月25日（火） 15時まで

（2）方法

電子メールにより行います。件名は「【プロポーザル質問】（事業者名）エデュケーション・アシスタント派遣業務」とし、質問内容をメール本文に簡潔に記載してください。なお、電話や来庁による口頭での質問は受け付けません。

(3) 受付メールアドレス

shido-jimu@city.arakawa.lg.jp

(4) 回答

参加申込書を提出した全事業者に対し、令和7年11月28日（金）17時までに電子メールにて回答を送付します。

(5) その他

- ① 質問者の名称等は公表しません。
- ② 審査に関する質問には応じません。
- ③ 質問期間外の質問には応じません。

7 企画提案書等の作成・提出方法

別に示す仕様書を踏まえて次の書類を作成し、提出してください。

なお、表紙を除く提案書等は、電子データについてもメディア（CD-R等）に記録の上、提出してください。

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	様式番号	提出部数	ページ数
① 表紙	様式第4号	原本1部 副本10部	1ページ
② 取組方針	様式第5号		1ページ
③ 実施体制	様式第6-1～5号		各様式とも 1ページ以内
④ 連絡体制	様式第7号		1ページ以内
⑤ 採用基準・選考方法	様式第8号		1ページ以内
⑥ 研修体制	様式第9号		1ページ以内
⑦ 見積書（経費内訳書）	様式第10号		1ページ

(2) 提出先

〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号（区役所本庁舎3階）
荒川区教育委員会事務局指導室 エデュケーション・アシスタント配置支援事業担当者宛
（電話）03-3802-4199（直通）

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出してください。なお、郵送の場合には期限必着とします。

※窓口を持参する場合には、事前に電話をした上で、来庁してください。

※郵送の場合には、到着確認のための電話連絡も行ってください。

(4) 提出期限

令和7年12月10日（水） 正午まで

※窓口での受付は午前9時から午後5時までとします。

※土曜・日曜・祝日は受付を行いません。

(5) 作成にあたっての留意点

- ・正本として1部、副本を10部提出してください。
- ・各様式はフラットファイル（A4判縦長）に綴り、インデックスを付して提出してください。
- ・各提出書類は、予め指定された用紙の大きさ、ページ数を超えないように作成してください。
- ・見積書（経費内訳書）には「会社印」ではなく、「代表者印」を押印してください。
- ・各様式について、事業者名、担当者名、ロゴマーク等の記載は原本のみとしてください。副本にはマスキング等を施し、事業者が特定又は推測できないようにしてください。

8 審査の実施

(1) 審査方法

審査は、区の評価委員会において、評価委員会が別に定める評価基準に基づいて実施するものとし、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を審査し、総合評価を行ったうえで優先交渉権者を選定します。なお、参加申込事業者が1社の場合でも、評価委員会による審査を実施します。

(2) 評価基準

① 1次審査（書類審査）

評価委員会において、提出された企画提案書等の書類審査を実施し、評価点の高い順から第1次審査通過者として3社程度を選定します。なお、参加者の出席は不要とします。

② 2次審査（プレゼンテーション審査）

1次審査の結果通知書により、2次審査の案内を受けた事業者は、選定委員による指定の日時・会場において、提案書に関するプレゼンテーションと評価委員によるヒアリング（質疑応答）による審査を行います。

プレゼンテーション審査に使用できる資料は、提案書のみとします。プレゼンテーション審査用に新たな資料の提出は求めません。追加資料の提出も不可とします。

評価委員会は1次と2次の審査結果を踏まえ、評価点の高い順に第1位の事業者を優先交渉権者として選定します。

(3) 審査項目と審査基準

以下に挙げる5項目について、総合的に審査を行います。

① 本業務への取組方針

② 業務の実施体制

③ 連絡体制

④ 研修体制

⑤ 実績・価格

(4) 結果等の通知及び公表

① 1次審査結果

文書にて通知します。なお、2次審査への進出事業者には併せて2次審査の実施日時・会場等についても併せて通知します。

② 2次審査結果

文書にて通知します。なお、優先交渉権者の決定については区ホームページにより公表します。

9 契約の締結

(1) 審査の結果、最も高い評価を得た参加事業者を優先交渉権者とし、区は契約締結交渉を行います。なお、評価点が同点となった場合には、提案価格が一番低い参加事業者を選定します。

(2) 区と優先交渉権者との契約締結交渉が不調となった場合または「10 その他」に定める事由により優先交渉権者が失格となった場合は、次点事業者を繰り上げて契約締結交渉を行います。

10 その他

(1) 本プロポーザルの参加に関して必要となる費用は参加者の負担とします。

(2) 提出された企画提案書等は、電子媒体を含め返却は行いません。

(3) 提案評価委員会において、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案（参加申込書を含む）を行

った者又は公正な価格の成立を害する、若しくは不正な利益を得るために共謀した者は失格とします。また、応募要件を満たさなくなった若しくは満たしていないことが判明した場合は失格とします。

- (4) 企画提案書等の著作権は、各参加事業者に帰属します。ただし、区が必要と認める場合は、区は提案者と協議の上、無償でその内容を使用できるものとします。
- (5) 提案者は、本資料及び評価委員会において入手した区の情報等を他の目的に使用しないでください。また、第三者へ漏らすことは固く禁じます。
- (6) 正式な仕様書については、契約締結時に別途調整することがあります。

1 1 連絡先

〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号（区役所本庁舎3階）

荒川区教育委員会事務局指導室 エデュケーション・アシスタント配置支援事業担当

（電 話）03-3802-4199（直通）

（メールアドレス）shido-jimu@city.arakawa.lg.jp